

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年1月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A」（平成28年2月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第8条により経過措置を適用しております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積りと実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。

耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によっております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）となっております。

3. 引当外賞与見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、期末における賞与に係る引当金の当期増加額を計上し、独立行政法人会計基準第88に基づき表記しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、期末における退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上し、独立行政法人会計基準第89に基づき表記しております。

なお、退職一時金の見積額については、期末における役職員が自己都合で退職した場合に必要なとする退職金要支給額の総額を採用しております。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

（1）国有財産無償使用の機会費用の計算方法

国有財産使用料相当額を機会費用として計上しております。

（2）政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年4月1日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、0%で計算しています。

6. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

〔金融商品の時価等に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,931,207,912	6,931,207,912	—
(2) 未払金	(1,981,636,120)	(1,981,636,120)	—

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
敷金・保証金 (※)	113,539,800

(※) 敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期が未定であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

〔資産除去債務関係〕

当法人は、特許庁庁舎の国有財産使用許可書及び事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する庁舎及び事務所等の使用期限が明確でなく、移転時期も未定であることから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

[その他情報]

1. 重要な債務負担行為

(単位：円)

件名	契約額	翌事業年度以降 支払予定額
虎ノ門三井ビルディングの建物賃貸借	357,112,416	327,739,002
窓口相談支援事業	2,025,584,689	2,015,703,353
知的財産プロデューサー等派遣事業	1,825,199,998	1,824,574,744
窓口機能強化事業	3,396,388,944	3,392,253,516

2. 重要な後発事象

該当事項はありません。